

下請工事に係る条件提示書

<div>（総 則）</div>	
第 1 条	元請負人、北陸電気工事株式会社と下請負人とは、注文書・注文請書に定めるものの他、この下請工事に係る条件提示書（以下「条件提示書」という。）に基づき、それぞれ対等な立場において互いに協力して信義を守り、誠実に契約を履行する。
<div>（適用範囲）</div>	
第 2 条	条件提示書において定める事項は、個別の工事請負契約（以下「個別契約」という。）の一切につき、適用されるものとする。ただし、個別契約において、条件提示書に定める条項の一部もしくは全部の適用を排除し、又は条件提示書と異なる条項を約することを妨げない。その時は、別に覚書を取交わす。
<div>（個別契約の成立）</div>	
第 3 条	元請負人と下請負人の間における個別契約は、元請負人の下請負人に対する注文書による施工申込みに対し、下請負人が元請負人に対し注文請書を提出したときに成立する。 <p>2. 個別契約における注文金額、工事名、工事場所、工期、引渡時期、支払条件、工事内容その他、工事請負施工に関して、必要な事項は、前項の注文書に記載する。</p>
<div>（工事の施工）</div>	
第 4 条	下請負人は、元請負人の指示した図面、仕様書、工程表、その他関係書類に基づき、工事を施工する。ただし、不明な箇所があるときは工事着手前に元請負人の指示を受ける。
<div>（法令等の遵守義務）</div>	
第 5 条	元請負人及び下請負人は、工事の施工に当たり建設業法、その他工事の施工、労働者の使用等に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。 <p>2. 元請負人は下請負人に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示・指導を行い、下請負人はこれに従う。</p>
<div>（社会保険の加入義務）</div>	
第 6 条	下請負人は、建設業法並びに社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険を指す。以下「社会保険」という。）関連法令に基づき社会保険への適正な加入を徹底するとともに、社会保険への適正な加入をしている者を再下請契約の相手方とすること。また、社会保険への適正な加入をしている作業員を現場に入場させること。ただし、下請負人からの事前の申し出に基づき、工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念があると元請負人が認める場合を除く。 <p>2. 下請負人は、下請負人の下請負者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。以下「再下請負人」という。）及び作業員に対して前項の条件を徹底させること。</p> <p>3. 元請負人は、下請負人及び再下請負人及び作業員が社会保険の適正な加入を認められない場合、下請負人へ書面で指導を行う。</p> <p>4. 下請負人は、書面で指導を受けた後速やかに必要な措置を講じ元請負人へ報告するものとする。この場合において報告がないとき及び改善が見られないときは、元請負人は第4 1条（元請負人の契約解除権）の規定を準用し、個別契約を解除することができる。</p> <p>5. 元請負人は、社会保険の適正な加入を認められない作業員に対し、現場への入場を禁止することができる。この場合において損害が生じたときは、下請負人に対し第4 0条（履行遅滞の場合における損害金）第1項の規定を準用する。</p>
<div>（反社会的勢力の排除）</div>	
第 7 条	下請負人は、下請負人又は下請負人の下請負者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。以下「再下請負人」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、総会屋又はその他反社会的勢力（以下これらをまとめて「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。 <p>2. 下請負人又は再下請負人が、前項に違反した場合は、元請負人は何らの通知、催告を要せずに直ちに条件提示書及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>3. 下請負人又は再下請負人が、反社会的勢力による不当要求又は工事妨害を受けた場合には、下請負人は断固としてこれを拒否し、または再下請負人をして断固として拒否させるとともに、速やかに元請負人にこれを報告し、元請負人の捜査機関への通報及び注文者への報告に必要な協力を行うものとする。</p>
<div>（関連工事との調整）</div>	
第 8 条	元請負人は、この工事を含む元請工事（元請負人と注文者との間の請負契約による工事をいう。）を円滑に完成するため関連工事（元請工事のうちこの工事の施工上関連ある工事をいう。）との調整を図り、必要がある場合は、下請負人に対して指示を行う。この場合においてこの工事の内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止したときは、元請負人と下請負人が協議して工期又は請負代金額を変更できる。 <p>2. 下請負人は関連工事の施工者と緊密に連絡協調を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。</p>
<div>（書面主義）</div>	
第 9 条	条件提示書の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、請求等は、この条件提示書に別に定めるもののほか原則として、書面により行う。
<div>（権利義務の譲渡）</div>	
第 1 0 条	元請負人又は下請負人は、条件提示書及び個別契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。 <p>2. 元請負人又は下請負人は、工事目的物又は工事現場に搬入した工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供しない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。</p>
<div>（一括委任又は一括下請負の禁止）</div>	
第 1 1 条	下請負人は、一括して個別契約に係わる工事の全部又は大部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、法令で禁止される場合を除き、あらかじめ元請負人が発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
<div>（機密保持）</div>	
第 1 2 条	下請負人は、工事の施工に当たり知り得た元請負人の工法・技術・営業等に関する企業機密を、個別契約期間中はもちろん、個別契約期間終了後といえども第三者に漏洩してはならない。ただし、あらかじめ元請負人の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
<div>（関係事項の通知）</div>	
第 1 3 条	下請負人は、元請負人に対して、次の各号に掲げる事項を、個別契約の締結後遅滞なく、書面をもって通知する。 <ol style="list-style-type: none">現場代理人及び主任技術者の氏名 雇用管理責任者の氏名 安全衛生責任者及び安全衛生推進者の氏名 その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項 <p>2. 下請負人は、元請負人に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。</p>
<div>（下請負人の関係事項の通知）</div>	
第 1 4 条	下請負人が個別契約に係わる工事を、第三者に委任し又は請け負わせた場合、下請負人は、元請負人に対して、その契約（個別契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、そのすべての契約を含む。）に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。 <ol style="list-style-type: none">受任者又は請負人の氏名及び住所（法人であるときは名称及び工事を担当する営業所の所在地） 建設業の許可番号 現場代理人及び主任技術者の氏名 雇用管理責任者の氏名 安全衛生責任者及び安全衛生推進者の氏名

- 六 工事の種類及び内容
 - 七 工期
 - 八 その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項
2. 下請負人は、元請負人に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

- （監督員）
- 第 1 5 条**
- 元請負人は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を下請負人に通知する。
 - 監督員は、条件提示書の他の条項に定めるもの及び条件提示書に基づく元請負人の権限とされる事項のうち、元請負人が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 契約の履行についての下請負人又は下請負人の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は下請負人が作成したこれらの図書の承諾
 - 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査
 - 元請負人は、監督員に条件提示書に基づく元請負人の権限の一部を委任したときは、その委任した権限の内容を、二名以上の監督員を置き前項の権限を分散させた場合は、それぞれの監督員の有する権限の内容を、書面をもって下請負人に通知する。
 - 元請負人が第1項の監督員を定めないときは、条件提示書に定められた監督員の権限は、元請負人が行う。

- （現場代理人及び主任技術者）
- 第 1 6 条**
- 下請負人の現場代理人は、条件提示書及び個別契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営取締りを行うほか、条件提示書に基づく下請負人の一切の権限（請負代金額の請求及び受領工事関係者に関する措置請求並びに個別契約の解約に係るものを除く。）を行使する。ただし、現場代理人の権限については、下請負人が特別に委任し又は制限したときは、元請負人の承諾を要する。
 - 主任技術者は、工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる。
 - 現場代理人と主任技術者とはこれを兼ねることができる。
 - 元請負人は、前号の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、元請負人との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- （工事関係者に関する措置請求）
- 第 1 7 条**
- 元請負人は、下請負人の現場代理人、主任技術者、その他下請負人が工事を施工するために使用している再下請負人、作業者等で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、下請負人に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
 - 下請負人は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、元請負人に対して書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
 - 元請負人又は下請負人は前2項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

- （工事材料の品質及び検査）
- 第 1 8 条**
- 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。
 - 下請負人は、工事材料については、使用前に監督員の検査に合格したものを使用する。
 - 監督員は、下請負人から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。
 - 下請負人は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出しない。
 - 下請負人は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については遅滞なく工事現場外へ搬出する。
 - 第2項から第5項の規定は、建設機械器具についても準用する。

- （支給材料及び貸与品）
- 第 1 9 条**
- 元請負人から下請負人への支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格、性能、引渡場所、引渡時期、返還場所又は返還時期は、別途指示する。
 - 工程の変更により引渡時期及び返還時期を変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人が協議してこれを変更する。
 - 監督員は、支給材料及び貸与品を、下請負人の立会のうえ検査して引き渡す。この場合において、下請負人は、その品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適さないと認められたときは遅滞なくその旨を書面をもって元請負人又は監督員に通知する。
 - 元請負人は、必要があると認めるときは設計図書で定める品質、規格若しくは性能を有する他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品質、規格等の変更を行うことができる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人が協議して、工期又は請負代金額を変更する。
 - 下請負人の故意又は過失によって支給材料又は貸与品が滅失若しくは、き損し、又はその返還が不可能となったときは、元請負人の指定した期間内に原状に復し、若しくは代品を納め、又は損害を賠償する。
 - 下請負人は、支給材料又は貸与品の引渡を受けた後第3項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、使用に適当でない と認められるときは、遅滞なく監督員にその旨を通知する。この場合においては、第4項の規定を準用する。

- （設計図書不適合の場合の改造義務）
- 第 2 0 条**
- 下請負人は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が監督員の指示による等元請負人の責に帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は元請負人が負担する。この場合において必要があると認められるときは、元請負人と下請負人が協議して工期を変更する。

- （条件変更等）
- 第 2 1 条**
- 下請負人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求める。
 - 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと
 - 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤謬・脱漏があることを含む。）
 - 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること
 - 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと
 - 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、その指示を含む。）を書面をもって下請負人に通知する。
 - 第1項各号に掲げる事実が元請負人と下請負人の間において確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書を訂正し、又は工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、元請負人と下請負人が協議して定める。

- （工事の変更、中止等）
- 第 2 2 条**
- 元請負人は、必要があると認めるときは、書面をもって下請負人に通知し、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人が協議して工期又は請負代金額を変更する。工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため下請負人が工事を施工できないと認められるときは、元請負人は、元請負人は、工事の全部又は一部の施工を中止させる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人が協議して工期又は請負代金額を変更する。
 - 元請負人は、前2項の場合において、下請負人が工事の続行に備え工事現場を維持し又は作業員、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は下請負人に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償する。この場合における負担額又は賠償額は、元請負人と下請負人が協議して定める。

- （下請負人の請求による工期の延長）
- 第 2 3 条**
- 下請負人は、天候の不良等その責に帰すことができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対し遅滞なく、その理由を明らかにした書面をもって、工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数については、元請負人と下請負人が協議して定める。
 - 前項の場合必要があると認められるときは、元請負人と下請負人が協議して請負代金額を変更する。

（元請負人の請求による工期の短縮等）

- 第 2 4 条** 元請負人は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、下請負人に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数については、元請負人と下請負人が協議して定める。
- この契約の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、元請負人と下請負人が協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。

- 前2項の場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人が協議して請負代金額を変更する。

（物価の変動に基づく請負代金額の変更）

- 第 2 5 条** 工期内に物価の変動により請負代金額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人が協議して請負代金額を変更する。

- 元請負人と注文者との間の請負契約において、下請工事を含む元請工事の部分について、物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる。
- （臨機の処置）
- 第 2 6 条**
- 下請負人は、災害防止等、必要があると認められるときは、元請負人に協力して臨機の処置をとる。
 - 下請負人が前項により臨機の処置をとった場合、その処置に要した費用のうち、下請負人が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと思えられる部分については、元請負人がこれを負担する。この場合における元請負人の負担額は、元請負人と下請負人が協議して定める。

（一般的損害）

- 第 2 7 条** 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事資材について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害（本契約において別に定める損害を除く。）は、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち、元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

（第三者に及ぼした損害）

- 第 2 8 条** 工事の施工について第三者（工事に関係する他の工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。）に損害を及ぼしたときは、下請負人がその損害を負担する。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたもの及び工事の施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りでない。
- 前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、元請負人と下請負人が協力してその処理解決にあたる。

（天災その他不可抗力による損害）

- 第 2 9 条** 天災その他不可抗力によって、工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料又は建設機械器具（いずれも元請負人が確認したものに限る。）に損害を生じたときは、下請負人の故意又は過失による場合を除き、元請負人がこれを負担する。
- 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、元請負人と下請負人が協議して定める。
 - 工事の出来形部分に関する損害
損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差引いた額とする。
 - 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差引いた額とする。
 - 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、工事で償却することとしている償却に関する損害費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
 - 第1項の規定により、元請負人が損害を負担する場合において、保険その他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除する。
 - 天災その他の不可効力によって生じた損害の取片づけに要する費用は、元請負人がこれを負担する。この場合における負担額は、元請負人と下請負人が協議して定める。

（検査及び引渡し）

- 第 3 0 条**
- 下請負人は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって元請負人に通知する。
 - 元請負人は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく下請負人の立会のうえ工事の完成を確認するための検査を行う。この場合、元請負人は当該検査の結果を書面をもって下請負人に通知する。
 - 元請負人は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、下請負人が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。
 - 元請負人は、下請負人が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、下請負人は、直ちにその引渡しをする。
 - 下請負人は、工事が第2項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれを修補して元請負人の検査を受ける。この場合においては、修補の完了を工事の完了とみなして前4項の規定を適用する。
 - 下請負人が第3項の引渡しを申し出たにもかかわらず元請負人が受けないときは、引渡しまでに要する費用は元請負人が負担する。

（部分使用）

- 第 3 1 条**
- 元請負人は、前条第3項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を下請負人の同意を得て使用することができる。
 - 前項の場合においては、元請負人は、その使用部分を適切な管理をもって使用する。
 - 元請負人は、第1項の規定による使用により、下請負人に損害を及ぼし又は下請負人の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担する。この場合における賠償額又は負担額は、元請負人と下請負人が協議して定める。

（部分引渡し）

- 第 3 2 条** 工事目的物について、元請負人が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、その部分の工事が完了したときは、第30条（検査及び引渡し）中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第36条（引渡し時の支払）中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えてこれらの規定を準用する。

（請負代金の支払方法及び時期）

- 第 3 3 条**
- 条件提示書に基づく請負代金の支払方法及び時期については注文書の定めるところによる。
 - 元請負人は、注文書の定めにかかわらず、やむを得ない場合には下請負人の同意を得て請負代金支払の時期又は支払方法を変更することができる。
 - 前項の場合において元請負人は下請負人が負担した費用又は下請負人がこうむった損害を賠償する。

（前払金）

- 第 3 4 条** 下請負人は、注文書の定めるところにより元請負人に対して請負代金についての前払いを請求することができる。

（出来高払）

- 第 3 5 条** 下請負人は、出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（監督員の検査に合格したものに限る。）に相応する請負代金相当額の9／10以内の額について、注文書の定めるところにより、その出来高払を請求することができる。
- 下請負人は出来高払を請求しようとするときは、その請求に係る工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料〔又は製造工場等にある工場製品〕の確認を求める。この場合において、元請負人は、その確認を行い、その結果を下請負人に通知する。
 - 元請負人は、第1項の規定による請求を受けたときは、注文書の定めるところにより出来高払を行う。
 - 前払金の支払をうけている場合においては、第1項の請求額は次の式によって算出する。

- | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|--|-------|---|---------|-------|--|--|---|------|
| 請求額＝第1項の請負代金相当額 | × | <table><tbody><tr><td>請負代金額</td><td>-</td><td>受領済前払金額</td></tr><tr><td>請負代金額</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> | 請負代金額 | - | 受領済前払金額 | 請負代金額 | | | × | 9／10 |
| 請負代金額 | - | 受領済前払金額 | | | | | | | | |
| 請負代金額 | | | | | | | | | | |
- 第3項の規定により出来高払金の支払があった後、再度出来高払の請求をする場合においては、第1項及び第4項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額からすでに出来高払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

（引渡し時の支払）

- 第 3 6 条** 下請負人は、第30条（検査及び引渡し）第2項の検査に合格したときは、引渡しと同時に書面をもって請負代金の支払を請求することができる。

- 元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書の定めるところにより、請負代金を支払う。

（出来高払金等の不払に対する下請負人の工事中止）

- 第 3 7 条** 下請負人は、元請負人が前払金又は出来高払金の支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、下請負人は、遅滞なくその理由を明示した書面をもってその旨を元請負人に通知する。

- 第22条（工事の変更・中止等）第3項の規定は、前項の規定により下請負人が工事の施工を中止した場合について準用する。

（瑕疵担保）

- 第 3 8 条** 工事目的物に瑕疵があるときは、元請負人は、下請負人に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、元請負人は、修補を請求できない。
- 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償を請求することができる期間は、第30条（検査及び引渡し）第3項（第32条（部分引渡し）において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内とする。ただし、その瑕疵が下請負人の故意又は重大な過失によって生じた場合は、当該請求をすることのできる期間は10年とする。
 - 法令で規定されているものについては、法令に従う。
 - 工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又は、き損したときは、元請負人は、第2項又は第3項に定める期間内で、かつ、その滅失又は、き損の日から6カ月以内に限り第1項の権利を行使することができる。
 - 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は元請負人若しくは監督員の指示等により生じたものであるときは、これを適用しない。

（立替払い及び相殺）

- 第 3 9 条** 下請負人又は再下請負人が賃金等の支払いを遅延し、元請負人が下請負人に対しその支払いを催告してもなお支払わないときは、元請負人は、当該労働者等からの書面による申出により、これを立替払いすることができる。ただし、原則として事前に下請負人から事情を聴取する。
- 元請負人は、前項により下請負人又は再下請負人の不払い賃金等の立替払いをしたときは、これを下請負人に対する立替金として処理することができる。
 - 元請負人が、下請負人の代わりに支払った立替金、その他元請負人が下請負人より支払いを受けるべき金銭債権等は、元請負人は下請負人に対する工事支払金と相殺することができる。

（履行遅滞の場合における損害金）

- 第 4 0 条** 下請負人の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができないことによって、元請負人が発注者又は他の関連業者から違約金又は損害金を求められたときは、元請負人は、これに相当する金額を下請負人に請求することができる。
- 元請負人の責に帰すべき理由により、第34条（前払金）、第35条（出来高払）第3項又は第36条（引渡し時の支払）第2項（第32条（部分引渡し）において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、下請負人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、商事法定利率（建設業法第二十四条の五第四項に該当する場合は、建設業法施行規則第十四条で定める率）で計算した額の遅延利息の支払いを、元請負人に請求することができる。

（元請負人の契約解除権）

- 第 4 1 条** 元請負人は下請負人が次の各号のいずれかに該当するときは、条件提示書及び個別契約を解除することができる。
- 正当な理由がないのに、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき、及び工事を放棄もしくは中止したとき
 - その責に帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき
 - 第5条（法令等の遵守義務）に違反し、又は施工管理等の不備により元請負人に損害を与え、あるいは、元請負人が是正を催告しても履行しないとき
 - 下請負人の振出した手形又は小切手が不渡りとなったとき、又は下請負人が第三者により、差押・仮差押・仮処分・競売・破産・整理・更生等の申立てを受け、もしくは自ら破産・和議・整理・更生等の申立てをしたとき、その他元請負人が下請負人の債務履行を困難と認めたとき
 - 前各号に掲げる場合のほか、条件提示書及び個別契約に違反したとき
 - 第43条（下請負人の契約解除権）第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき
- 元請負人は、前項の規定により個別契約を解除したときは、工事の出来形部分及び出来高払の対象となった工事材料の、引渡しを受ける。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合はその引渡しを受けないことができる。
 - 元請負人は前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相応する請負代金を下請負人に払う。
 - 前項の場合において、第34条（前払金）の規定による前払金があったときは、その前払金の額（第35条（出来高払）の規定による出来高払をしているときは、その出来高払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、下請負人は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、商事法定利率による利息を付して元請負人に返還する。
 - 元請負人は、第1項の規定により条件提示書及び個別契約を解除した場合において、下請負人に対してその解除により生じた損害の賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、元請負人と下請負人が協議して定める。

第 4 2 条

- 元請負人は工事が完成しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、条件提示書及び個別契約を解除することができ前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により条件提示書及び個別契約を解除した場合に準用する。ただし、前条第4項の規定のうち利息に関する部分は、準用しない。
- 元請負人は、第1項の規定により条件提示書及び個別契約を解除した場合において、これにより下請負人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、元請負人と下請負人が協議して定める。

（下請負人の契約解除権）

- 第 4 3 条** 下請負人は、次の各号のいずれかに該当するときは、個別契約を解除することができる。
- 第22条（工事の変更、中止等）第1項の規定により工事内容を変更したため請負代金額が6／10以上減少したとき
 - 第22条第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の1／2又は6カ月を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後6カ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき
 - 元請負人が契約に違反し、その違反により契約の履行ができなくなったとき
 - 元請負人が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき
 - 第41条（元請負人の契約解除権）第2項から第4項までの規定は、前項の規定により個別契約が解除された場合に準用する。
 - 下請負人は、第1項の規定により、個別契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を元請負人に対して請求することができる。この場合における賠償額は、元請負人と下請負人が協議して定める。

（解除に伴う措置）

- 第 4 4 条** 個別契約が解除された場合、元請負人と下請負人は誠意をもって協議し措置する。ただし、一方が相手方に代わって措置した場合は、その費用を請求することができる。

（紛争の解決）

- 第 4 5 条** 条件提示書の各条項において、元請負人と下請負人が協議して定めるものにつき協議が整わない場合、その他個別契約に関して元請負人と下請負人に紛争が生じた場合には、元請負人又は下請負人は、当事者の双方の合意により選定した第三者、又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）の斡旋又は調停により解決を図る。

- 第 4 6 条** 元請負人又は下請負人は、前条の斡旋又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に対し、その仲裁判断に服する。

（協議）

- 第 4 7 条** 注文書並びにこの条件提示書に定めのない事項については、必要に応じ元請負人と下請負人が協議して定める。